

板橋区認定こども園運営費等補助要綱

平成19年11月2日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「都条例」という。）に基づき認定された施設（以下「認定こども園」という。）に対して必要な経費を補助し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 都条例第3条第1号に定める認定こども園をいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 都条例第3条第2号に定める認定こども園をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 都条例第3条第3号に定める認定こども園をいう。
- (4) 地方裁量型認定こども園 都条例第3条第4号に定める認定こども園をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、都条例で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、第5条に規定する施設の設置者とし、次に掲げる者とする。

- (1) 申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していない者。（個人の場合）
- (2) 申請日現在、法人住民税を滞納していない者。（法人の場合）

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 幼稚園型認定こども園（並列型・年齢区分型）が実施する認可外保育施設の運営
- (2) 地方裁量型認定こども園が実施する認可外保育施設の運営（東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成18年東京都規則第299号。以下「都規則」という。）第3条第1号に定める認可外保育施設に限る。）
- (3) 幼保連携型認定こども園（年齢区分型）及び幼稚園型認定こども園（単独型・年齢区分型）が実施する幼稚園保育所機能事業の運営
- (4) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園が実施する教育機能事業の運営
- (5) 幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び幼稚園型認定こども園の開設
- (6) 前号以外の認定こども園の開設（国庫補助金等、国からの財政支援がある場合を除く。）

(補助対象施設)

第5条 この補助金の交付対象となる施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに都条例に基づき、知事が認定した地方公共団体以外の者が設置する認定こども園とする。

(補助対象児童)

第6条 この補助金の交付の対象となる児童は、認定こども園が教育し、又は保育する児童で、次の各号の要件を満たしているものとする。

- (1) 区に住所を有する児童
- (2) 補助に係る月の初日に在籍している児童

(補助対象事業に係る利用料)

第7条 第4条第1号から第4号までに掲げる補助対象事業に係る利用料については、認定こども園の設置者が自由に設定できることとする。ただし、第4条第1条号及び第2号に掲げる補助事業に係る利用料については、月220時間以下の利用契約をした場合の月額は、3歳未満児の場合80,000円、3歳以上児の場合77,000円を超えない料金設定とすること。この場合の利用料の月額には、基本の利用料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費(12分の1の額)及びこれらに係る消費税相当分を含む(長時間保育を行う際に提供する2食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金を除く。)ものとする。

(補助対象経費)

第8条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業として支出した経費で、[別表](#)に定める経費とする。

(補助金交付額)

第9条 この補助金は、次の各号に掲げる経費につき、当該各号に定める額を予算の範囲内において交付する。ただし、開設準備経費については、東京都の予算措置の状況を考慮する。

- (1) 幼稚園型認定こども園認可外保育施設運営費 東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱(以下「都補助要綱」という。)別表に定める基準額とする。
- (2) 地方裁量型認定こども園認可外保育施設運営費 都補助要綱別表に定める基準額とする。
- (3) 幼稚園保育所機能事業費 都補助要綱別表に定める基準額とする。
- (4) 教育機能補助 都補助要綱別表に定める基準額とする。
- (5) 開設準備経費 対象経費の実支出額(その経費に対し寄付金その他の収入額がある場合にはそれを控除した額)の2分の1(千円未満切捨て)と15,000,000円のうちいずれか少ない額。

(補助条件)

第10条 この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

(交付申請)

第11条 第9条第1号から第4号までに掲げる経費(以下「運営費」という。)に係る補助金の交付を受けようとするときは、認定こども園運営費補助金交付申請書([別記第1号様式](#))により区長に申請する。

2 第9条第5号に掲げる補助金の交付を受けようとするときは、認定こども園開設準備経費補助金交付申請書([別記第2号様式](#))により区長に申請する。

3 第3条第1号に該当し、次のいずれかに該当する場合は、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が到来しているもの全て）を添付するものとする。

(1) 認定こども園運営費補助金交付申請書（[別記第1号様式](#)）又は認定こども園開設準備経費補助金交付申請書（[別記第2号様式](#)）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外に居住している場合

(3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

4 第3条第2号に該当する場合は、直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し）を添付するものとする。

（交付決定）

第12条 区長は、前条の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、運営費の交付決定をしたときは認定こども園運営費補助金交付決定通知書（[別記第3号様式](#)）により、開設準備経費の交付決定をしたときは認定こども園開設準備経費補助金交付決定通知書（[別記第4号様式](#)）により、申請を不相当と認めたときは不交付決定通知書（[別記第5号様式](#)）により、事業者には通知しなければならない。

（変更交付申請）

第13条 事業者は、運営費について、児童数の変動、単価改定等により前条の交付決定額に不足が生じたとき（又は生じるおそれのあるとき）は、認定こども園運営費補助金変更交付申請書（[別記第6号様式](#)）により区長に申請するものとする。ただし、変更交付申請は、当該年度内において行うものとする。

2 事業者は、開設準備経費について事業計画等に変更があったときは、認定こども園開設準備経費補助金変更交付申請書（[別記第7号様式](#)）により区長に申請するものとする。

3 区長は、前2項の変更交付申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付の可否を決定するとともに[別記第8号様式](#)により事業者には通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第14条 事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知受理後10日以内に、認定こども園補助金交付申請取下げ届（[別記第9号様式](#)）を区長に提出し、交付決定額の全部又は一部を取り下げることができる。

2 事業者は、前項の取下げ届により区長が補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金を受領している場合には、取消しに係る部分の補助金を指定された期日までに返還しなければならない。

（契約届）

第15条 事業者は、児童の保護者と教育又は保育の契約を結んだときは、契約届（[別記第10号様式](#)）を区長に提出しなければならない。

2 事業者は、教育又は保育の契約を解除したとき又は契約の内容を変更したときは、契約解除・内容変更届（[別記第11号様式](#)）を区長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

- 第16条 事業者は、前条の契約に係る児童の運営費を、原則として請求に係る月の5日までに請求書(別記第12号様式)により区長に請求しなければならない。
- 2 事業者は、前項の請求にあたり、当該月の初日現在の在籍児童数を、児童名簿(別記第13号様式)で、職員雇用状況を職員構成(別記第14号様式)により区長に報告しなければならない。また、職員の新規雇用、退職等の異動があった場合は職員異動届(別記第14号様式別紙)により区長に報告しなければならない。
- 3 区長は、前2項の規定により提出された書類を精査し、補助金交付決定額の範囲内において速やかに事業者に補助金を支出するものとする。
- 4 事業者は、開設準備経費を当該認定こども園が認定された後に交付決定額の範囲内において区長に請求することができる。

(区外認定こども園への補助金の支払)

- 第17条 区長は、区外の認定こども園から板橋区に居住する児童の入所について協議があったときは、当該認定こども園に対し運営費を支払うことができる。この場合の補助金交付申請及び請求の手続きは、区内の施設と同様とする。ただし、前条第2項に規定する別記第13号様式の児童名簿のうち、請求に関わらない児童の氏名、生年月日、入所年月日、運営費年齢、住所及び別記第14号様式は、省略できるものとする。

(実績報告)

- 第18条 事業者は、会計年度終了後、当該年度の運営費の実績を別に指定する日までに認定こども園運営費補助金事業実績報告書(別記第15号様式)により区長に報告しなければならない。
- 2 事業者は、開設準備経費に係る事業が完了したときは、事業の実績を認定こども園開設準備経費補助金実績報告書(別記第16号様式)により区長に報告しなければならない。
- 3 区長は、前2項の事業実績報告書を精査し、補助金額を確定するとともに別記第17号様式により事業者に通知しなければならない。
- 4 事業者は、前項の補助金額の確定により返還金が生じたときは、区長が指定する日までに返還しなければならない。

(補則)

- 第19条 補助金の交付に当たって、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年3月31日、東京都板橋区規則第3号)によるものとする。

(委任)

- 第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月2日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年2月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年2月10日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

別記 補助条件

1 補助金の交付

区長は、この補助金を当該施設が認定された後において交付する。

2 交付の決定の取り消し・変更

(1) 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ア 認定こども園開設にあたり当該施設が補助金交付に係る年度内において認定されなかったとき又は認定を取り消されたとき。

イ 都事務取扱要綱又はこの要綱の基準を満たしていないとき。

ウ 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

エ 補助金の交付決定の内容又は補助金の交付に付した条件に違反したとき。

オ その他特別の必要が生じたとき。

(2) 区長は、(1)の規定による取り消し又は変更をしたときは、速やかに事業者に通知する。

3 補助金の返還

(1) 区長は、2の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し当該補助金の取り消しに係る部分について期限を定めてその返還を命ずることがある。

(2) 事業者は(1)の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約金加算(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

4 延滞金

事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

5 運営費の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合は、区長は相当の限度において第3条第1項から第3項に規定する運営費の交付を一時停止し、又は運営費と未納付額を相殺することがある。

6 開設準備経費により取得した財産の管理義務

事業者は、開設準備経費により取得し、又は効用の増加した財産について別記第18号様式の取得財産等管理台帳を作成し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

7 開設準備経費により取得した財産処分の制限

- (1) 事業者は、開設準備経費により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)に定める期間を経過するまで区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 事業者は、賃借している建物につき区長が補助金を交付した場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき別記第19号様式により区長の承認を受けるものとする。

8 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて7に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

9 開設準備経費の返還

8の定めのほか、事業者は開設準備経費を交付された場合において、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、補助金の交付額に下記の率を乗じた額を返還すること。ただし、この返還額と開設準備経費に係る7の納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
50%	40%	30%	20%	10%

10 書類の整備保管

事業者は、補助金に係る書類を整備し、次の各号に定める期間保管しなければならない。

- (1) 運営費に係る書類(契約書、登園状況、その他関係書類)は、当該年度の事業終了後5年とする。
- (2) 開設準備経費に係る書類(見積書、契約書、請求書、領収書、本要綱の規定に基づき作成した書類、その他関係書類)は、事業廃止後5年間とする。

11 その他の必要事項

1から10に定めるほか、事業者は区から補助を受けるにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 非常災害に対する措置

事業者は、非常災害に備えるため、次の措置を講じなければならない。

 - ア 消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。
 - イ 非常災害に対する具体的計画を立て、定期的な訓練を実施するとともに訓練の結果を記録すること。
- (2) 賠償責任保険等への加入

事業者は、人数規模等に応じ必要な額の賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (3) 検査等の指示事項

事業者は、都又は区が実施する検査等に応ずるとともに、検査等により受けた指示に従わなければならない。

(4) 個人情報等の保護

事業者は、事業の実施にあたり知り得た児童又は児童の家庭等に係る情報を、事業の目的以外に使用し又は外部に漏らしてはならない。

(5) その他区が指示した事項

類型別補助対象経費一覧

類型		補助対象経費
幼稚園型	並列型	幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費
	年齢区分型	幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費
		幼稚園保育所機能事業費
単独型	幼稚園保育所機能事業費	
幼保連携型	年齢区分型	幼稚園保育所機能事業費
保育所型		教育機能事業費
地方裁量型		地方裁量型認定こども園・認可外保育施設運営費
		教育機能事業費

(宛先)板橋区長

申請者
住所
名称
代表者氏名

印

年度 認定こども園運営費補助金交付申請書

認定こども園運営費補助金について、板橋区認定こども園運営費等補助要綱第11条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

金 _____ 円

2 施設名等

認定こども園の名称 _____

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体
(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設
(経営主体)

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設
(経営主体)

3 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)
(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

4 開設(予定)年月日

_____年 _____月 _____日

5 事業の目的及び内容

6 事業の効果

7 申請者の営む主な事業

8 定員

		0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育に欠ける子ども	幼稚園								
	保育所								
	認可外保育施設								
	小計								
上記以外の子ども	幼稚園								
	保育所								
	認可外保育施設								
	小計								
合計(A+B)									

9 申請額の内訳

運営費	単価 ①	月別児童数													運営費計 ③=①×②
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ②	
1 幼稚園型(並列型・年齢区分型)、地方裁量型認定こども園認可外保育施設運営費															
認可外保育施設開所時間 午前 時 分から 午後 時 分 (時間開所)															
0歳児															
1歳児															
2歳児															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
加算		-	-	-	-	-	-								
計 ④															
2 幼稚園型(年齢区分型・単独型)、幼保連携型(年齢区分型)認定こども園幼稚園保育所機能事業費															
幼稚園開所時間 午前 時 分から 午後 時 分 (時間開所)															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
計 ⑤															
3 保育所型、地方裁量型認定こども園教育機能補助															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
計 ⑥															
総計 ④+⑤+⑥															

10 添付書類

- ・ 資産及び負債の状況若しくは貸借対照表
- ・ 事業に関する収支予算書(又は見込書)
- ・ 賠償責任保険証の等の写し

- ・ 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は、免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)【法人の場合】

11 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

【代表者の住所:板橋区

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない □ 区外に居住している □

転入前の自治体において課税されている □

↓

追加添付書類・・・住民税(課税されている方は軽自動車税も)の領収書の写し又は納税証明書。

非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの(領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)

(宛先)板橋区長

申請者

住所
名称
代表者氏名

印

年度 認定こども園開設準備経費補助金交付申請書

認定こども園開設準備経費補助金について、板橋区認定こども園運営費等補助要綱第11条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

金 _____ 円

2 施設名等

認定こども園の名称 _____

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体

(名称)

(所在地)

(最寄り駅) _____ 線 _____ 駅 徒歩 _____ 分 その他(_____) _____ 分

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

(名称)

(所在地)

(最寄り駅) _____ 線 _____ 駅 徒歩 _____ 分 その他(_____) _____ 分

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

3 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)
(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

4 開設(予定)年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

5 予定工事期間

_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月

6 事業の目的及び内容

7 事業の効果

8 申請者の営む主な事業

9 申請額の内訳

総事業費 ①	①のうち、補助対象経費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④	④×1/2 (千円未満切捨)

基準額 ⑥	⑤と⑥を比較して少ない額 (=要補助額)

①及び②の経費の配分

項目	事業に要した費用	補助対象経費	
		金額	主要内容
設計費			
消費税(相当額)			
(小計)			
工事費			
消費税(相当額)			
(小計)			
合計			

10 添付書類

- ・ 工事の積算または見積書
- ・ 他社見積もり
- ・ 図面
- ・ 資産及び負債の状況、若しくは貸借対照表
- ・ 事業に関する収支予算書(又は見込書)

- ・ 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は、免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)【法人の場合】

11 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

【代表者の住所:板橋区

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない □ 区外に居住している □
転入前の自治体において課税されている □

↓

追加添付書類・・・住民税(課税されている方は軽自動車税も)の領収書の写し又は納税証明書。

非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの(領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

年度 認定こども園運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付_____の運営費に係る補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額

金 _____ 円

- ※ この補助金は、別記の補助条件を付して交付する。
- ※ 毎月の児童数に応じ、交付決定額の範囲内で当該月分を支出する。
- ※ 児童数の変動、運営費の単価改定等により交付決定額に対し不足が生じたときは、別途変更交付申請を要する。
- ※ この交付決定の内容に不服がある場合は、この通知を受領した日から10日以内に交付申請の取り下げをすることができる。

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

年度 認定こども園開設準備経費補助金交付決定通知書

年 月 日付_____の開設準備経費に係る補助金の交付申請について、
下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定額

金 _____ 円

- ※ この補助金は、別記の補助条件を付して交付する。
- ※ この交付決定の内容に不服がある場合は、この通知を受領した日から10日以内に交付申請の取り下げをすることができる。

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で、交付申請のあった 年度の認定こども園 費についで、下記のとおり不交付決定いたします。

記

1 施設名等

認定こども園の名称 _____

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

2 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)

(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

3 不交付の理由

(宛先)板橋区長

申請者
住所
名称
代表者氏名

年度 認定こども園運営費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定通知を受けた 年度認定こども園運営費補助金について、板橋区認定こども園運営費等補助要綱第13条の規定に基づき、下記の通り変更交付を申請します。

記

1 変更交付金額

金 _____ 円

(内訳)

A 総 所 要 額	_____ 円
B 既 交 付 決 定 額	_____ 円
C 差 引 追 加 △ 減 額 交 付 額	_____ 円

2 施設名等

認定こども園の名称 _____

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体

(名称)
(所在地)
(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設
(経営主体)

(名称)
(所在地)
(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設
(経営主体)

3 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)
(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

4 変更の理由

5 変更の主な内容

6 申請額の内訳

運営費	単価 ①	月別児童数													運営費計 ③=①×②
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ②	
1 幼稚園型(並列型・年齢区分型)、地方裁量型認定こども園認可外保育施設運営費															
認可外保育施設開所時間 午前 時 分から 午後 時 分 (時間開所)															
0歳児															
1歳児															
2歳児															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
加算		-	-	-	-	-	-								
計 ④															
2 幼稚園型(年齢区分型・単独型)、幼保連携型(年齢区分型)認定こども園幼稚園保育所機能事業費															
幼稚園開所時間 午前 時 分から 午後 時 分 (時間開所)															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
計 ⑤															
3 保育所型、地方裁量型認定こども園教育機能補助															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
計 ⑥															
総計 ④+⑤+⑥															

年 月 日

(宛先)板橋区長

申請者
住所
名称
代表者氏名

年度 認定こども園開設準備経費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定通知を受けた 年度認定こども園運営費補助金について、板橋区認定こども園運営費等補助要綱第10条の規定に基づき、下記の通り変更交付を申請します。

記

1 変更交付金額

金 _____ 円

(内訳)

A 総 所 要 額	_____ 円
B 既 交 付 決 定 額	_____ 円
C 差 引 追 加 △ 減 額 交 付 額	_____ 円

2 施設名等

認定こども園の名称 _____

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

3 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)

(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

4 開設(予定)年月日

_____ 年 月 日

5 変更の理由

6 変更の主な内容

7 申請額の内訳

総事業費 ①	①のうち、補助対象経費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④	④×1/2 (千円未満切捨)

基準額 ⑥	⑤と⑥を比較して少ない額 (=要補助額)

①及び②の経費の配分

項目	事業に要した費用	補助対象経費	
		金額	主な内容
設計費			
消費税(相当額)			
(小計)			
工事費			
消費税(相当額)			
(小計)			
合計			

8 添付書類

- ・ 事業に関する収支予算書

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

年度 認定こども園 _____ 費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 _____ の _____ 年度の _____ 費に係る補助金の変更交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

変更交付決定額(内訳のA)

金 _____ 円

(内訳)

A 総 所 要 額	_____ 円
B 既 交 付 決 定 額	_____ 円
C 差引追加△減額交付額	_____ 円

※ この交付決定の内容に不服がある場合は、この通知を受領した日から10日以内に交付申請の取り下げをすることができる。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

届出者 住所
名 称
代表者氏 印

年度 認定こども園補助金交付申請取下げ届

年 月 日付 第 号により交付決定のあった_____費補助金に係る交付申請は、下記のとおり取下げることとしたので届け出ます。

記

1 施設名等

認定こども園の名称

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体
(名称)
(所在地)
(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設
(経営主体)

(名称)
(所在地)
(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設
(経営主体)

2 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)
(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

3 取下げに係る交付申請の内容

4 取下げの理由

年度 認定こども園契約届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地 _____
 名称 _____
 施設名 _____
 代表者職氏名 _____ 印

下記の児童について契約を結んだので届け出ます。

児童	フリガナ				生年月日	年 月 日			
	氏名								
	住所								
保護者	フリガナ				電話	()			
	氏名								
入所開始年月日	年 月 日			利用料 (月額、延長込)	円				
契約 時間	○印	月	火	水	木	金	土曜日	: ~ :	月合計時間数
		:	~	:			日曜日	: ~ :	時間
保育の必要な理由									
児童	フリガナ				生年月日	年 月 日			
	氏名								
	住所								
保護者	フリガナ				電話	()			
	氏名								
入所開始年月日	年 月 日			利用料 (月額、延長込)	円				
契約 時間	○印	月	火	水	木	金	土曜日	: ~ :	月合計時間数
		:	~	:			日曜日	: ~ :	時間
保育の必要な理由									
児童	フリガナ				生年月日	年 月 日			
	氏名								
	住所								
保護者	フリガナ				電話	()			
	氏名								
入所開始年月日	年 月 日			利用料 (月額、延長込)	円				
契約 時間	○印	月	火	水	木	金	土曜日	: ~ :	月合計時間数
		:	~	:			日曜日	: ~ :	時間
保育の必要な理由									

※ 区外児童についても記入してください。

※ この用紙に記載される情報が区に提出されることにつき保護者の了解を受けてください。

年度 認定こども園契約解除・内容変更届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地 _____
 名称 _____
 施設名 _____
 代表者職氏名 _____ 印

1 契約解除

下記の児童について契約を解除したので届け出ます。

	児童名	生年月日	解除した日
1		年 月 日	月 日
2		年 月 日	月 日
3		年 月 日	月 日
4		年 月 日	月 日
5		年 月 日	月 日

- ※ 解除した日は、通常月末です(3月末における解除は報告不要)
- ※ 板橋区内の施設は他区(市)児童分も、区外施設は板橋区児童分を記入してください。
- ※ この用紙に記載される情報が区に提出されることにつき保護者の了解を受けてください。

2 契約内容変更

下記の児童について契約の内容を変更したので届け出ます。

児童名	変更年月日	
変更事項	姓・住所・保護者・保育料・契約時間・保育の必要な理由	
変更後の内容(変更部分のみ記入)		
児童名	フリガナ	
	氏名	
	住所	
保護者	フリガナ	電話
	氏名	
契約時間	○印 月 火 水 木 金	土曜日 : ~ :
	: ~ :	日曜日 : ~ :
合計時間数	時間	利用料(月額、延長込) 円
保育の必要な理由		

- ※ 板橋区内の施設は他区(市)児童分も、区外施設は板橋区児童分を記入してください。
- ※ この用紙に記載される情報が区に提出されることにつき保護者の了解を受けてください。

請 求 書

平成 年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地 _____
名称 _____
施設名 _____
代表者職氏名 _____ 印

認定子ども園運営費等補助金について下記のとおり請求します。

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

児 童 名 簿

施設名

氏 名		生年月日	入所年月日	運営費 年 齢	月契約 時 間	住所地(請求先) 区・市
1				歳	時間	
2				歳	時間	
3				歳	時間	
4				歳	時間	
5				歳	時間	
6				歳	時間	
7				歳	時間	
8				歳	時間	
9				歳	時間	
10				歳	時間	
11				歳	時間	
12				歳	時間	
13				歳	時間	
14				歳	時間	
15				歳	時間	
16				歳	時間	
17				歳	時間	
18				歳	時間	
19				歳	時間	
20				歳	時間	
21				歳	時間	
22				歳	時間	
23				歳	時間	
24				歳	時間	
25				歳	時間	
26				歳	時間	
27				歳	時間	
28				歳	時間	
29				歳	時間	
30				歳	時間	

※ 毎月初日の在籍児童について記入します。年度の初日の前日の年齢がその年度の年齢になります。
(誕生日の前日で加齢する。定員・職員配置は、運営費年齢で計算する。)

※ 板橋区内の施設は全児童分を、区外の施設は板橋区児童分を記入します。

※ この用紙に記載される情報が区に提出されることにつき保護者の了解を受けてください。

年齢別児童数	板橋区	区	区	区	計
0歳					
1歳					
2歳					
3歳					
4歳					
5歳以上					
合 計					

幼稚園職員分

施設名

類型

職名	氏名	年齢	専任 兼の 別	常勤 非常勤 の別	所定労働時間		資格の種別 (注1)	担当 年齢 (注2)	資格 特例 (注3)	備考
					区分	時間数				
認定こども園 の長			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
幼稚園長			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
保育従事職員			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
調理員			専・兼	常・非	月・週・日					
			専・兼	常・非	月・週・日					
			専・兼	常・非	月・週・日					
園医			専・兼	常・非	月・週・日					
園歯科医			専・兼	常・非	月・週・日					
園薬剤師			専・兼	常・非	月・週・日					
その他 (事務等)			専・兼	常・非	月・週・日					

※(注1)有資格者について、保有する資格に○をつけること。また、保健師、助産師、看護師等の資格を有する場合は、()内に具体的に記入すること。

※(注2)担当する子どもの年齢を記入すること。また、学級担任となる者については、記入した年齢に○をつけること。

※(注3)みなし職員については、○を記入すること。その場合、申請時に提出した「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」の申請時の写しを添付すること。

※4月以降、新規雇用者がいる場合は、備考欄に新規と記入すること。

※新規雇用、退職などの異動があった場合は、「職員異動届」を提出すること。

職員の構成(年度 月分)

保育所等職員分

施設名 _____ 類型 _____

職名	氏名	年齢	専任 兼任 の別	常勤 非常勤 の別	所定労働時間		資格の種別 (注1)	担当 年齢 (注2)	資格 特例 (注3)	備考
					区分	時間数				
認定こども園 の長			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
保育所等 施設長			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
保育従事職員			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
			専・兼	常・非	月・週・日		幼稚園教諭・保育士 その他()			
調理員			専・兼	常・非	月・週・日					
			専・兼	常・非	月・週・日					
			専・兼	常・非	月・週・日					
嘱託医			専・兼	常・非	月・週・日					
			専・兼	常・非	月・週・日					
			専・兼	常・非	月・週・日					
その他 (事務等)			専・兼	常・非	月・週・日					

※(注1)有資格者について、保有する資格に○をつけること。また、保健師、助産師、看護師等の資格を有する場合は、()内に具体的に記入すること。

※(注2)担当する子どもの年齢を記入すること。また、学級担任となる者については、記入した年齢に○をつけること。

※(注3)みなし職員については、○を記入すること。その場合、申請時に提出した「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」の申請時の写しを添付すること。

※4月以降、新規雇用者がいる場合は、備考欄に新規と記入すること。

※新規雇用、退職などの異動があった場合は、別紙「職員異動届」を提出すること。

職員異動届(年度 月分)

施設名

類型

職名	氏名	年齢	専任 兼任 の別	常勤 非常勤 の別	所定労働時間		採用年月日	異動または退 職年月日	備考
					区分	時間数			
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				
			専・兼	常・非	月・週・日				

※年齢は提出初日の満年齢を記入すること。
 ※新規採用の有資格者については、資格証明書の写しを添付すること。

(宛先) 板橋区長

報告者 住所
 名 称
 代表者氏名

印

年度 運営費事業実績報告書

____年度の運営費について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 総所要額(④の額) _____ 円

運営費実績の計算(板橋区児童)

運営費	単価 ①	月別児童数													運営費計 ③=①×②
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ②	
1 幼稚園型(並列型・年齢区分型)、地方裁量型認定こども園認可外保育施設運営費															
0歳児															
1歳児															
2歳児															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
加算		-	-	-	-	-	-								
計 ④															
2 幼稚園型(年齢区分型・単独型)、幼保連携型(年齢区分型)認定こども園幼稚園保育所機能事業費															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
計 ⑤															
3 保育所型、地方裁量型認定こども園認可教育機能補助															
3歳児															
4歳児															
5歳以上児															
計 ⑥															
総計 ⑦=④+⑤+⑥															

精算額の計算

実績額 ⑦(上表) 円	交付決定額 ⑧ 円	受入済額 ⑨ 円	差引過△不足額 ⑩=⑨-⑦ 円	備考

2 添付書類

- ・ 事業に関する収支決算書(又は見込書)

年 月 日

(宛先)板橋区長

申請者
住所
名称
代表者氏名

年度 認定こども園開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、認定こども園開設準備経費に係る事業が完了したので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 総所要額

金 _____ 円

2 施設名等

認定こども園の名称 _____

認定こども園を構成する施設の名称、所在地、種類及び経営主体

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

(名称)

(所在地)

(種類) 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認可外保育施設

(経営主体)

3 施設類型

(1) 幼保連携型(年齢区分型) ・ (2) 幼稚園型(a単独型 ・ b並列型 ・ c年齢区分型)

(3) 保育所型 ・ (4) 地方裁量型

4 開設(予定)年月日

_____ 年 月 日

5 申請額の内訳

総事業費 ①	①のうち、補助対象経費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④	④×1/2 (千円未満切捨)

基準額 ⑥	⑤と⑥を比較して少ない額 (=要補助額) ⑦	交付決定額 ⑧	受入済額 ⑨	差引過△不足額 ⑩=⑨-⑦

※ ⑩が△(=不足)になった場合、追加交付はありません。

①及び②の経費の配分

項目	事業に要した費用	補助対象経費	
		金額	主な内容
設計費			
消費税(相当額)			
(小計)			
工事費			
消費税(相当額)			
(小計)			
合計			

6 添付書類

- ・ 見積書(最終のもの)
- ・ 契約書
- ・ 請求書
- ・ 領収書または振込通知の写し
- ・ 図面(最終のもの)
- ・ 写真(施行前・後)
- ・ 取得財産等管理台帳(別記第18号様式の写し)
- ・ 事業に関する収支決算書(又は見込書)

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

印

年度 認定こども園_____費補助金交付額確定通知書

____年度の_____の_____費に係る補助金について、実績報告に基づき下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金確定額

金 _____ 円

補助金交付決定額 _____ 円

補助金交付済額 _____ 円

補助金返還額 _____ 円

※ 返還金がある場合は、添付の納付書によりお近くの金融機関で期限までに納めてください。

第18号様式(補助条件6関係)

取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)

(単位:円)

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

※ 対象となる取得財産は、不動産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所
名 称
代表者氏 印

認定こども園開設準備経費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る事業により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

1 認定こども園の名称

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	企 画	数量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

3 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

4 処分の条件

- ※ 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。取得財産が共有の場合は、備考に共有相手方及び共有比率を記載すること。
- ※ 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方およびその条件について3、4に記載する。自己使用の場合は不要。
- ※ 共有及び処分の相手方がある場合は、この用紙に記載される情報が区に提出されることにつき相手方の了解を受けること。